

日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

| No | 提出元 | 大分類 | 分類番号等 | 内容 | 意見等 | 理由 | 担当回 | 主担当省庁 | 対応案 | 対応案とする理由 |
|----|-----|--------------|--------------|-----|--|--|-----|-------|--|---|
| 71 | 総務省 | J 金融業,保険業 | - | 説明文 | 「電子記録債権業」関係項目に説明文、例示等の追加を検討していただきたい。 | 現状の産業分類では不明瞭であり、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。 | 第6回 | 金融庁 | 「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に「電子債権記録機関」を追加する。 | 電子記録債権業を明確にするため追加した。 なお、「電子債権記録機関」指定数が5社であることから、産業分類改定基本方針の量的基準により、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」に○例示に追加することが適切であるとする。 |
| 72 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6431 6432 | 説明文 | クレジットカードを発行せず個別の商品について販売信用業務(個別信用購入あっせん)を行う者について、考え方を示していただきたい。 | 「6431 クレジットカード業」の○例示に「信販会社(クレジットカード業のもの)」=包括信用購入あっせんが記載されているが、クレジットカードを発行しない「個別信用購入あっせん」を行う者がどの産業に分類されるか明記いただきたい。 (割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第三章第二節) | 第6回 | 金融庁 | 現行通りとする。 | 当該分野の設定当時に業界団体からの意見聴取において、クレジットカードによる販売信用(包括信用購入あっせん)及びクレジットカードによらない販売信用(個別信用購入あっせん)は、クレジットカード会社の代表的な業務であるとの見解をいただいております。近年の取扱高を踏まえると、そのほとんどは「6431クレジットカード業」に分類されるものと思料する。 仮に、クレジットカードによらない販売信用(個別購入あっせん)を主な事業としている場合は、「6499 他に分類されない非預金信用機関」に分類されるものと考えられる。 (参考) https://www.j-credit.or.jp/customer/basis/sales_act.html 他方、「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」では、「643 クレジットカード業、割賦金融業」に対応する生産物分類の一つとして「クレジットカードによらない販売信用サービス」が設定されている(ただし、「説明・内容例示」の記載が「個別信用購入あっせん」の内容に則したものになっていないことから、今後、修正が必要)。 (参考) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm また、経済産業省所管の「特定サービス産業実態調査」の「クレジットカード業、割賦金融業」の調査項目においては、①「クレジットカード業務及び割賦金融業務」に「個別信用あっせん」は含まれないこと、②「その他の業務」の「金融・保険業務」の項目である「販売信用業務」の内訳として「個別信用あっせん」を含むものとして実施している。 以上を踏まえ、事業者ごとの分類とする際には現行通りが適切であるとする。 |
| 73 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6499 | 説明文 | 「株式会社国際協力銀行」について、6499 他に分類されない非預金信用機関に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、6491 政府関係金融機関に×例示の追加を検討いただきたい。 | 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)に基づき設置された株式会社である。 例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。 | 第6回 | 金融庁 | 現行通りとする。 | ご意見のとおり、「株式会社国際協力銀行」は、独立行政法人ではなく、法的には特殊会社である。一方、現時点においても政府が出資する政府関係金融機関(※)として広く認知されており、また、「6491政府関係金融機関」の説明文記載にある「特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等」として該当することから、現行の分類で差し支えないものと思料される。 (※)財務省HP参照 (https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/financial_institution/index.html) |
| 74 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6529 | 説明文 | 「6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業」○例示「商品先物取引仲介業者」は、「6631 金融商品仲介業」との関係について、考え方を検討いただきたい。 | 仲介業者とあるが、6631 金融商品仲介業での例示ではなく、違和感があるため。 | 第6回 | 金融庁 | 現行通りとする。 | 第13回改定検討時に同様のご質問をお受けしているが、現時点においても、業の質上、取扱商品に依らざるを得ず、あくまで商品先物取引業者の存在を前提とする業であることから、商品先物取引業と一括りの小分類にした方が、一般により密接な関係として理解できるため、「6631 金融商品仲介業」での例示ではなく、現行案のとおり「6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」に位置づけることが適切であるとする。 |
| 75 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6614 6615 | 説明文 | 独立行政法人農林漁業信用基金については、「6614 信用保証機関 例示:農林漁業信用基金(林業部門)」「6615 信用保証再保険機関 例示:農林漁業信用基金(農業・漁業部門)」と分かれて掲載されているが、事業所は単独と見受けられるため、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。 | パンフレット等で当該事業内容は見受けられるが、事業所は1箇所であるため。 | 第6回 | 金融庁 | 検討中 | 検討中 |
| 76 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6619 6639 | 説明文 | 「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)」が改正され(29年4月に施行)、暗号資産交換業が法律で位置付けられたことから、説明表記や例示等を記載していただきたい。 | 新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。 | 第6回 | 金融庁 | 改正資金決済法に基づき、「6619 その他の補助的金融業、金融付帯業」の内容例示に、「暗号資産交換業者」を追加する。 | 暗号資産交換業者は一体的に暗号資産代理業等を行っていることから、「6619その他補助的金融業」への○例示追加が適切であるとする。 また、これに関連して、平成29年に貴省より、仮想通貨交換業(当時)の分類について照会があり、これに基づき、現在、「6619その他補助的金融業、金融付帯業」もしくは「6639その他の金融代理業」に分類している。 なお、暗号資産交換業については、現在、国際標準産業分類(ISIC)で議論されていることから、ISICにおいて分類項目を新設することが明らかになった場合は、上記分類ではなく、新たな細分類項目として設置することを検討する。 |
| 77 | 総務省 | J 金融業,保険業 | 6729 | 説明文 | 6729 その他の損害保険業 ○例示に「日本貿易保険」の追加を検討いただきたい。 | 2017年に貿易保険法が改正され、政府が出資する特殊会社として「株式会社日本貿易保険」が設立された。特別の法律に基づく機関であることから明記いただきたい。 | 第6回 | 金融庁 | 現行通りとする。 | 株式会社日本貿易保険(NEXI)は、「貿易保険法(昭和25年法律第67号)」に基づき設立された政府全額出資による特殊会社であり、NEXIの業務を損害保険業だけに限るものではないため、現行の分類で差し支えないものと思料いたします(一社のみ分類項目を創設することになるため)。 |

| No | 提出元 | 大分類 | 分類番号等 | 内容 | 意見等 | 理由 | 担当回 | 主担当省庁 | 対応案 | 対応案とする理由 |
|----|-----|------------------------|--------------------|-----|---|---|------------|--------------------------|---|---|
| 78 | 総務省 | J 金融業, 保険業 | 6729 | 説明文 | 「住宅瑕疵担保責任保険法人」について、6729 その他の損害保険業に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人。定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたい。 | 第6回 | 金融庁 | 現行通りとする。 | 「住宅瑕疵担保責任保険法人」は、業務が多岐にわたり、保険業をメインで行っている会社もあれば、住宅性能評価業務や検査業務等を行っている会社もあることから、一律的に保険業に位置づけることは適切ではないと考えられる。仮に保険業をメインに行っている会社は業務内容を踏まえれば、現状の説明文で「6729 その他の損害保険業」に分類可能であると思料される。 |
| 79 | 総務省 | J 金融業, 保険業 | - | 説明文 | 電磁的方法を用いた資金決済に関する経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。「○○Pay」などのキャッシュレス決済など | 新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。 | 第6回 | 金融庁 | 「6619 その他の補助的金融業、金融付帯業」の内容例示(○例示)に以下の項目を追加する。 ・「前払式支払手段発行者(QRコード決済・電子マネー(前払式支払手段として提供されるもの)等)」 ・「資金移動業者(QRコード決済・電子マネー(資金移動業として提供されるもの)等)」 ・「電子決済等代行業者」 | いわゆるQRコード決済や電子マネーについては、銀行業として行われるものや資金移動業として行われるもの、前払式支払手段として行われるもの、割賦販売事業で行われるものが存在しているものと認識している。そのため、本項目については、前払式支払手段発行者及び資金移動業者について()内に例示を追記することが適切であると考え。 また、フィンテック関連の経済活動や改正銀行法を踏まえ、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に電子決済等代行業者を追加した。なお、電子決済等代行業者は既存の金融システムを活用して、クラウド等によるプラットフォームの提供等を業としており、他にも複数事業を行っているものと思料されるため、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に追加することが適切であると考え。 |
| 80 | 総務省 | J 金融業, 保険業 P 医療, 福祉 | 6499 8511 ほか | 説明文 | 「日本私立学校振興・共済事業団」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 | 説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。 | 第6回 第8回 | 6499: 金融庁 8511: 厚生労働省 | 現行通りとする。 | 第10回改定(H5)時は、「6599他に分類されない政府系金融機関」として、「日本私学振興財団」を例示していた。 その後、「日本私学振興財団」及び「私立学校教職員共済組合」が解散し、特殊法人「日本私立学校振興・共済事業団」が設立(H10)している。 第11回改定(H14)時では、「6329その他の政府系金融機関(第10回改定分類項目6599の移管先)」において、「日本私学振興財団」が削除され、現在に至る。 これは、振興事業以外の事業も行っていることから、当該分類が適切ではなくなったため、削除したものと思料されるので、この間の経過を踏まえ、現行の説明表記および例示で差し支えないものとする。 |